

幸せ呼び込む幸絵文字 代表 花咲幸絵（以下「甲」とする）と、インストラクター（以下「乙」とする）はインストラクターの資格と事業に関して次の通り業務委託契約（以下「本契約」とする）を締結する。

第1条 インストラクター資格の認定・付与

1. 希望する受講者が次に掲げる条件を満たした場合、甲は受講者に対して資格を付与します。
 - (1) 甲が指定するコース・講座を受講すること（初級・中級・実践・初級養成講座）
 - (2) 甲の審査を経て認定基準を満たすこと
 - (3) 甲の別途規定する認定料を支払うこと
 - (4) 本契約を書面により締結すること
2. 資格の付与は、養成講座を受講した後に実施する「初級コース10人モニター」を達成し、10人分のアンケートを提出した方に甲より認定証を授与することにより行います。
3. 養成講座受講後において、乙の都合による受講料の返金は一切受け付けません。

第2条 資格の有効期限と更新

1. インストラクター資格の有効期限は、資格の付与を受けた翌日から起算して1年間とし、更新をする事が出来ます。
2. 乙は、更新をするにあたり次に規定している要件を満たさなければならないものとします。
 - (1) 年に1回以上、甲の講座を受講するか、もしくは甲の開催する講座のフォローに入る事
 - (2) 継続的に作品を作成し、自己スキルレベルアップに努めなければならない。
 - (3) 甲より契約の更新をしないとのお知らせを受けていないこと。（規約違反等を含む）
 - (4) 年間の資格更新料（16,200円）を甲に対して支払うこと。毎年3月末更新（途中入会の場合は、月払いとする）

第3条 講座の開催（イベント等への参加など）

1. 乙は、講座・研修で習った幸絵文字を教えることが出来る。
2. インストラクター以外は、幸絵文字の名前を使用して営利目的で人に絵文字を教えることは出来ない。
3. 講座料金・材料費・会場費は別途適正額を徴収してください。作品の価格は大きさや乙の評価・思いを踏まえて適正価格で販売してください。（甲が内容により助言する場合有り）
4. 乙は、講座の開催・イベントへの参加をする場合、甲に対して詳細内容報告をしなければならない。（情報の共有化）
5. 乙が主催する講座において、甲の許可なく受講者にその他サービスの紹介や購入の勧誘・販売をすることを禁止する。（幸絵文字の信用の低下・業務機会の損失防止）
6. 乙が、本条の規定に違反した場合、甲は乙に対して直ちにその主催する講座等の開催の中止を求める事が出来るものとする。また、中止により受講者等に損害が生じた場合には乙がその損害の責任を負うものとし甲には一切の責任は無いものとする。
7. 乙は、受講料が発生する講座を開催する場合、インストラクター以外を講師として使用することはできない。
8. 講座・イベント開催に関して、不明点等がある場合は甲に要相談し解消に努めること

第4条 インストラクターの権利

1. 甲のテキストを使用して、講座を開催することができる。
2. 乙が必要とする場合は、甲の助言・指導を受けることができる。

第5条 解除と資格の取り消し

1. 甲は乙が資格を取得後に以下の行為が認められた場合、認定した資格の権利を取り消すことができる。
 - (1) 甲の同意なく各講座の内容を第三者に公開・開示をした場合
 - (2) 甲が不利益を被る行為があった場合
 - (3) 虚偽の申請があった場合
 - (4) 本規約及び法令に違反する行為があったと認められる場合
 - (5) 甲の事業を妨害するなどの行為に及んだ場合（SNSによる発信内容なども含む）

第6条 講座内容、テキスト、著作権に関わる資格

1. 養成講座など甲が指定するテキストは、受講者のみが使用できるものとし、いかなる場合にあっても第三者への開示、販売、譲渡、コピー、貸与などの行為を禁止する。
2. 甲が作成した商品（書画・絵など）に関しては、全ての権利は甲にあり無断での掲載・模倣は禁止いたします。

第7条 機密保持

1. 乙は、インストラクター資格を更新しない場合においても甲との業務遂行中もしくは業務に関連して知り得た以下の情報（以下「本件情報」という）について、甲の許可なく第三者に開示・漏洩をしないことを確約する。
 - (1) 商品・サービスの企画、開発、設計過程、製作原価、価格、ノウハウ等に関する情報
 - (2) 顧客・取引先及びこれらとの取引内容・取引予定等に関する情報
 - (3) 事業計画、経営上・営業上の企画・方針、経理、財務、人事処遇に関する情報
 - (4) 第三者との間において守秘義務を負担している情報
 - (5) 甲ならびにインストラクター及び取引先の職員に関する個人情報
 - (6) 上記のほか、甲において機密として管理され、もしくは機密と指定された情報

第8条 個人情報の取り扱い

1. 乙が開催する講座（イベント、その他）において収集した個人情報は日本国の法律に基づいた各ガイドラインを尊重し取り扱いには細心の注意を払うこととする。

第9条 確認条項

1. 認定資格の付与は甲が乙に対して、なんら本契約の成果を保障するものではない。また乙が開催する講座（イベント、その他）に関して一切責任を負うものではない。

私は、幸絵文字インストラクターとして上記事項を遵守することを甲に対して誓約する。また、乙は本契約書に違反し、甲の本件情報を第三者に開示・漏洩もしくは使用し甲に損害を与えた場合は、甲に対し損害賠償責任を負うものとする。

平成 年 月 日

甲

住所 大阪市西区南堀江1-26-15-606
幸せ呼び込む幸絵文字
代表

氏名 _____ 印

乙

住所

氏名 _____ 印

| | 活動条件 | 取得条件 |
|-----------|---|-----------------------------------|
| 無資格 | なにもできません | インストラクターコース受講中 |
| 初級養成講座 | モニター講座での活動ができます | 初級養成講座受講終了後 初級モニター講座を開催できる |
| 初級認定講師 | 本活動ができます ・初級講座の開講 ・イベントへの参加 ・作品の販売 | モニター10名達成後、アンケート10名分提出した方のみ、認定証発行 |
| 季節イベント | 活動はできます | 甲より特別講座を受講した方 |
| 中級養成講座 | モニター講座での活動ができます | 中級養成講座受講終了後、 中級モニター講座を開講できる |
| 中級認定講師 | 本活動ができます ・中級講座の開講 | モニター10名達成後、アンケート10名分提出した方のみ、認定証発行 |
| 中級実践講座 | 代表以外はできません | |
| クリエイティブ講座 | 代表以外はできません | |
| | | |

★★★幸絵文字の使い方例★★★

【講座】

養成講座受講後：家族、友人、知人に対して行う（モニター10名の受講を達成させる）

認定講師：一般の方々を対象として、講座やイベントへの参加ができる

【作品の販売】

仮認定：販売はできません

認定講師：全ての販売活動が可能（WEBサイト、各種イベント、個展、その他）

【価格に関して】

葉書きサイズ×1,000円/1枚、色紙サイズ【額付】5,000円/1作品